

独占禁止法適用除外（ATI）申請における 米国運輸省（DOT）による長期の審査手続

異論なく迅速に承認されるか、異議申し立てにより承認が長期化するかは、申請次第

- 審査手続は、米国運輸省（DOT）へ独禁法適用除外（ATI）を申請することにより開始される。
- DOT は 1 週間程度のうちに、機密情報を開示しない旨の宣誓書を提出した関係者の弁護士および外部専門家に対し、機密情報の閲覧を許可する命令を交付する。
- DOT は申請を審査するが、大半の案件において、いわゆる証拠要請（evidence request）という追加情報の提出命令が下される。
- 証拠要請の時期は案件によって異なる
 - スカイチーム II（SkyTeam II）の大西洋路線では、申請は 2007 年 6 月に行われたが、証拠要請は 2007 年 9 月になされた
 - ワンワールド（oneworld®）の大西洋路線では、申請は 2008 年 8 月に行われたが、証拠要請は 2008 年 12 月になされた
- 申請者が証拠要請に対応した後、DOT はその申請書類が整ったと見なした段階において回答および応答の日程を決定するが、これらの回答と応答の書面は手続に関わるさまざまな関係者によって提出される。
 - スカイチーム II の大西洋路線の場合、申請は 2007 年 10 月に整ったと判断された（申請から 4 ヶ月後）
 - ワンワールドの大西洋路線の場合、申請は 2009 年 4 月に整ったと判断された（申請から 8 ヶ月後）
- 申請が整ったという判定を受け、DOT が理由開示（または暫定的）命令を交付するため 6 ヶ月の法定期限が設定される。ある事例では、DOT による命令が、この期限を過ぎてしまったこともある。
 - 例えばワンワールドの案件では、法定期限は 2009 年 10 月 31 日だったが、この申請は現在も審査中である
- 回答期限は通常、3 週間以内である。また、回答後には応答のために、さらに 10 日間の期間が与えられる
- 最終的な命令は、その後に下される。この最終的命令に対して、関係者は意見を述べることができる。DOT は異議申し立てのために 14 日間、また、すべての異議申し立てに回答するまでにさらに 7 日間の猶予期間を設けている
- 最終的命令への異議申し立ては、米国控訴裁判所にて行う